

【原著】

入学者選抜における発達障害者への対応状況について

鈴木敏明（東北大学高等教育開発推進センター入試開発室）

発達障害者支援法は、教育機関の設置者に対して発達障害者への教育的支援体制整備の努力義務を規定しているが、本調査の結果から、ほとんどの大学・短大の入学者選抜において発達障害を持つ受験者のための定着した枠組みが存在せず、受験者から受験上の特別措置の要請を受けた場合には、従来の身体障害を持つ受験者向けの対応策の準用で対応せざるを得ない状況にあることがうかがわれた。今後、入試の妥当性について十分な社会的説明責任を果たすためには、早急な対応改善が望まれる。

1 はじめに

本稿は、大学の学部及び短期大学の入学者選抜における、発達障害¹⁾のある受験者への対応状況の把握を目的として実施した調査の結果を報告するものである。

先年制定された発達障害者支援法（平成16年法律167号）では、大学等を含む教育機関は、「発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」旨の努力義務が規定されている（第8条）。

現在、初等・中等教育においては、発達障害のある児童・生徒への支援体制が急速に整備されつつある。そして徐々にではあるが、大学等の高等教育においても、発達障害のある学生を想定した支援の取組が始まりつつある^{2),3)}。

しかし、現在のところ、高等教育へのまさに入り口である入学者選抜において、発達障害をもつ受験者に対して、実態としてどのような配慮・対応がなされているのかについては、情報が必ずしも十分ではない。

確かに、「大学入学者選抜実施要項」⁴⁾においては、「障害のある者等の試験に係る特別措置」への配慮及び「事前相談体制の構築・充実」に努めるべきことが一般的に記述されているが、発達障害への明示的な言及が

ないので、場合によっては従来の障害の範疇にのみ注意が向けられ、まだ社会的認知が十分とはいえない発達障害については看過されている可能性がある。

本調査は、以上の状況を踏まえ、全国の大学の学部及び短期大学の入学者選抜において、発達障害のある受験者に対して適用・実施されている配慮や対策について、その現状把握を目的として実施されたものである。

2 入試において想定される発達障害者の行動特性

発達障害の一般的行動特性^{5),6)}から、入試関連の場面で生起する可能性のある発達障害者の行動面としては、以下に列挙するような例が想定される。そうした特性が原因となり、症状の態様・程度、本人の対処スキルの獲得状況にもよるが、発達障害をもつ受験者は、一般的な試験実施条件に適應できない場合があり得る。

- 試験場の中のいろいろな刺激による影響を受けやすく（過敏性）、それらに対して衝動的に反応してしまう。
- 注意の集中が苦手で、試験監督の指示を最後まで聞くことができない。
- 試験に関する指示が口頭で伝えられると、

話の内容以外のことに注意を向けてしまい、指示の内容や意味を十分に理解し、記憶することができない。

- 気になることや目についたことについて、すぐしゃべり出してしまうなど、欲求をうまくコントロールできず、突然に場面にそぐわない言動をする。
- 習慣化された行動パターンへのこだわりが強く、試験場面への柔軟な対応ができない。
- 試験時間の変更や問題の訂正などの試験条件の急な変更に対応できず、パニックを起こす。
- 会話の基礎的スキルの獲得が十分でないため、面接試験などで試験担当者との会話がスムーズに進まない。
- 文章を構成する力が弱く、独力では志願理由書等を十分に作成することができない。

3 方法

調査方法としては、郵送により調査票を配布・回収する質問紙調査法を用いた。それらの手続きの詳細は以下のとおりである。

3.1 調査票の構成

調査票で回答を求めた事項は、①平成 21 年度入試における発達障害者を想定した配慮・対応の状況に関する質問 (Q1)、②選抜区分 (入試の種類) と発達障害者を想定した対応のとりやすさの関係についての見解を問う項目 (Q2)、および、③回答者に関する情報を得るための質問 (フェイスシート項目)、である。

なお、回答者の負担を軽減するため、回答形式は選択肢へのチェック及び数行程度の自由記述とし、質問項目は A3 サイズ二つ折の調査票の 2~4 ページにレイアウトした。

3.2 調査対象および調査票の送付・回収

調査票は、平成 21 年度学生募集を実施見込みの全国の国公私立大学・短大の入試担当セクション (アドミッションセンター、入試センター、入試課など) 宛に 2008 年 11 月 20 日付けで発送した (1,109 機関)。

回答については 2008 年 12 月 19 日まで投函・返送するよう要請した。2008 年 12 月 26 日時点での回収数は 588 件であった (回収率は 53%)。本稿ではこの 588 件を分析対象とする。

4 結果

4.1 発達障害者の受験を想定した配慮・対応 (Q1)

発達障害のある受験者を想定した配慮・対応についての質問 (Q1) への回答状況を表 1 に示す。

回収した 588 件全体としては、「配慮・対応をしている」が 49.0%、「現在検討中である」が 21.1%、「配慮・対応する予定はない」が 29.1%であった。

表 1 発達障害者を想定した配慮・対応の有無

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
配慮・対応をしている	35 72.9%	28 60.9%	160 53.0%	8 50.0%	57 32.4%	288 49.0%
現在検討中である	3 6.3%	4 8.7%	69 22.8%	0 0.0%	48 27.3%	124 21.1%
配慮・対応する予定はない	9 18.8%	14 30.4%	71 23.5%	7 43.8%	70 39.8%	171 29.1%
無答	1	0	2	1	1	5
回答数	48	46	302	16	176	588

設置区分別で見ると、「配慮・対応をしている」については国公立大学で多く (それぞれ 72.9%、60.9%)、私立短大で少ない (32.4%)。「現在検討中である」は私立大学・短大で多い (それぞれ 22.8%、27.3%)。「配慮・対応する予定はない」は国立大学で少なく (18.8%)、公立・私立短大で多い (それぞれ 43.8%、39.8%)。

また、Q1 では、「配慮・対応をしている」という選択肢をチェックした場合、その具体

的な内容に関する5項目の選択回答（複数選択可）並びに1項目の記述回答（補足説明等の記述）を求めている。それらのうち、「事前の配慮・対応内容」（3項目）については表2に、「試験実施上の配慮・対応内容」（2項目）については表3に、それぞれ集計結果を示す。

表2 事前の配慮・対応の内容

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
受験者からの申し出に基づく事前相談	35	27	151	7	53	273
	100.0%	96.4%	94.4%	87.5%	93.0%	94.8%
診断書に基づき本人に状況を確認	23	7	50	1	17	98
	65.7%	25.0%	31.3%	12.5%	29.8%	34.0%
志願理由書等に見られる典型的な特徴をチェック	0	1	8	0	7	16
	0.0%	3.6%	5.0%	0.0%	12.3%	5.6%
「配慮・対応をしている」の回答数	35	28	160	8	57	288

まず、「事前の配慮・対応内容」（3項目）についてであるが、「配慮・対応をしている」との回答のあった288件全体に対する選択率で見ると、「受験者からの申し出に基づく事前相談」が94.8%とほぼ全数、「診断書に基づき本人に状況を確認」が34.0%、「志願理由書等に見られる典型的な特徴（誤字・脱字の頻度、文意の明瞭性など）をチェックし、本人からの申し出がない場合でも念のため準備態勢を整える」は5.6%と少数であった（表2）。

そして、これらの3項目に対応する第6項目（補足説明等の記述）への代表的な回答内容を整理すると、次のとおりである（設置区分による差異は認められなかったので一括して示す）。

1. 発達障害を特定した事前の対応体制をとっているところは少数であり、多くの大学・短大は身体障害者を想定した従来型の枠組みを準用して対応している（しようとしている）。
2. 学内に障害学生支援のための専門セクションを有するところでは、それらとの連携協力体制をとっている場合もあ

る。

3. 特別措置・配慮を申し出た受験者の在籍高校と事前に情報交換を行い、その結果に基づいて対応している場合もある。
4. 志願理由書等の出願書類から発達障害の特徴を読み取ることは困難であり、対応の根拠としては、受験者本人の申告や医師の診断書、または受験者側からの特別措置の申請が必要である。

次に「試験実施上の配慮・対応」（2項目）についてであるが、「配慮・対応をしている」との回答のあった288件全体に対する選択率で見ると、「試験方法（筆記試験、面接試験、実技試験など）についての環境調整的な対応（着席位置の配慮、別室受験、試験時間の調整、補助者の配置など）」が77.1%、「本人に対する試験関係の指示・連絡方法の工夫（口頭だけでなく文書による伝達を併用するなど）」が37.5%であった（表3）。

表3 試験実施上の配慮・対応

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
試験方法についての環境調整的な対応	30	20	123	4	45	222
	85.7%	71.4%	76.9%	50.0%	78.9%	77.1%
試験関係の指示・連絡方法の工夫	23	10	58	1	16	108
	65.7%	35.7%	36.3%	12.5%	28.1%	37.5%
「配慮・対応をしている」の回答数	35	28	160	8	57	288

なお、第6項目（補足説明等の記述）への回答からは、これら2項目の質問文中の例示以外の対応方法に関する具体的記述は認められなかった。現時点では発達障害を理由とした特別措置・配慮の申請自体が非常に少ないため、発達障害に特化した配慮・対応の実績がないということであろう。

これらの2項目に対応する第6項目（補足説明等の記述）への代表的な回答内容を整理すると、次のとおりである（設置区分による差異は認められなかったので一括して示す）。

1. 現時点では該当事例が非常に少なく、

発達障害のある受験者に特化した特別措置を講じている例はほとんどない。

2. 受験者本人からの申し出があれば、事前相談をとおして必要な条件を把握し、可能な範囲で試験実施上の配慮・対応を行っている（行うことを想定している）場合がほとんどである。

4.2 発達障害者を想定した対応と選抜区分の関係 (Q2)

Q2は選抜区分（入試の方法）と発達障害者を想定した対応との関係を問う項目である。

前半は発達障害者を想定した対応をとりやすい（と考えられる）選抜区分について、後半は反対に対応をとりにくい（と考えられる）選抜区分についての質問である。

回答は、『平成 21 年度大学入学者選抜要項』⁴⁾に列記されている選抜区分（一般入試、専門高校・総合学科卒業生入試、アドミッション・オフィス入試、推薦入試、帰国子女入試、社会人入試）を選択肢として設定したりリストから該当するものの選択を求め（複数選択可）、かつ、選抜区分の名称が同じであっても選抜方法が異なる可能性があるため、その選択理由の記述も求めるという形式で得られたものである。

表 4 は発達障害者を想定した対応をとりやすいと認識されている選抜区分について、表 5 は発達障害者を想定した対応をとりにくいと認識されている選抜区分について、それぞれ設置区分ごとの選択反応の分布を示したものである。

なお、「専門高校・総合学科卒業生入試」、「帰国子女入試」、「社会人入試」については、入試全体の中での受験者割合が非常に低いこと、また、「その他」については、回答が極めて少数であったこと（「大学入試センター試験利用入試」、「インタビュー入試」、「文化芸術活動/入試スポーツ能力特別入試」など）を踏まえ、本報告では分析対象としな

い。

表 4 発達障害者を想定した対応をとりやすい選抜区分

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
一般入試	2	3	37	1	12	55
	3.5%	7.1%	9.7%	7.7%	5.7%	7.8%
専門高校・総合学科卒業生入試	0	0	7	0	7	14
	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	3.3%	2.0%
アドミッション・オフィス入試	4	3	118	1	77	203
	7.0%	7.1%	31.1%	7.7%	36.7%	28.9%
推薦入試	6	2	75	0	34	117
	10.5%	4.8%	19.7%	0.0%	16.2%	16.7%
帰国子女入試	3	0	14	0	10	27
	5.3%	0.0%	3.7%	0.0%	4.8%	3.8%
社会人入試	3	1	14	1	14	33
	5.3%	2.4%	3.7%	7.7%	6.7%	4.7%
その他	2	0	4	1	4	11
	3.5%	0.0%	1.1%	7.7%	1.9%	1.6%
選抜区分による差異はない	37	33	111	9	52	242
	64.9%	78.6%	29.2%	69.2%	24.8%	34.5%
計	57	42	380	13	210	702

まず、発達障害者を想定した対応をとりやすいと認識されている選抜区分についてであるが（表 4）、全体で 702 個の選択反応があった。最多の選択は「選抜区分による差異はない」（34.5%）であり、その割合は国公立大学および公立短大で高く（それぞれ 64.9%、78.6%、69.2%）、私立大学・短大で低かった（それぞれ 29.2%、24.8%）。

発達障害者を想定した対応をとりやすいとして選択割合の高かった選抜区分は、アドミッション・オフィス入試（28.9%）と推薦入試（16.7%）であった。しかし、それらを設置区分別で見ると、私立大学・短大で高く（アドミッション・オフィス入試については、それぞれ 31.1%、36.7%、推薦入試については、それぞれ 19.7%、16.2%）、国公立大学、公立短大で低い（いずれも 0.0% から 10.5% の間）という双極的パターンが認められた。なお、一般入試については選択率が低く（7.8%）、発達障害者向けの特別措置を講じにくい選抜区分と認識されていることがうかがえる。

次に、発達障害者を想定した対応をとり

くいと認識されている選抜区分についてであるが(表5)、全体で713個の選択反応があった。最多の選択は「選抜区分による差異はない」(35.3%)であった。それを設置区分別で見ると、選択の割合は国公立大学および公立短大で高く(それぞれ60.3%、60.8%、62.5%)、私立大学・短大で低い(それぞれ31.5%、27.2%)という、前項と同様のパターンが見られた。

表5 発達障害者を想定した対応をとりにくい選抜区分

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
一般入試	6 10.3%	5 9.8%	116 30.9%	2 12.5%	76 35.7%	205 28.8%
専門高校・総合学 科卒業生入試	2 3.4%	4 7.8%	27 7.2%	1 6.3%	16 7.5%	50 7.0%
アドミッション・ オフィス入試	2 3.4%	2 3.9%	15 4.0%	0 0.0%	7 3.3%	26 3.6%
推薦入試	4 6.9%	2 3.9%	27 7.2%	0 0.0%	10 4.7%	43 6.0%
帰国子女入試	4 6.9%	4 7.8%	43 11.5%	2 12.5%	34 16.0%	87 12.2%
社会人入試	3 5.2%	3 5.9%	19 5.1%	1 6.3%	11 5.2%	37 5.2%
その他	2 3.4%	0 0.0%	10 2.7%	0 0.0%	1 0.5%	13 1.8%
選抜区分による差 異はない	35 60.3%	31 60.8%	118 31.5%	10 62.5%	58 27.2%	252 35.3%
計	58	51	375	16	213	713

発達障害者を想定した対応をとりにくいとして選択割合の高かった選抜区分は一般入試であった(28.8%)。それを設置区分別で見ると、私立大学・短大で高く(それぞれ30.9%、35.7%)、国公立大学、公立短大で低い(それぞれ10.3%、9.8%、12.5%)という、前項でアドミッション・オフィス入試と推薦入試で見られたものと同様の双極的パターンが認められた。

さて、Q2には、以上の選択回答部分に加えて、選択理由の記述回答が含まれている。以下では、前段で示した選抜区分に対する選択回答パターンに、それらの選択理由記述の代表的な内容を重ね合わせて示すこととする。設置区分による違いは認められなかったので、

一括して示すこととする。

1. 発達障害者を想定した対応を実施するためには、該当する受験者についての事前情報の取得、対応のための準備期間、対応に当たる専門スタッフ、試験実施の際の環境調整のための準備可能性(別室試験場の準備など)、受験者数、選抜指標の構成、試験方法、といった多くの要因を考慮する必要がある。
2. 事前に受験者本人や関係者との面談や面接を複数回実施し、予め本人の状況について十分な情報が得られるような選抜方式(ある種のアドミッション・オフィス入試や推薦入試)であれば柔軟な対応が可能である。
3. 多くの一般入試で用いられている筆記による学力試験のように一律の条件下での一斉実施を前提としているような試験方法では対応が難しい。しかしその一方では、個別対応のためのスタッフや別室試験場などが十分に準備できるならば、むしろ対応しやすい面もある。
4. 試験方法として面接を組み込む場合でも、プレゼンテーション能力や対人コミュニケーション能力を主要な選抜指標として強調する方法では、むしろ発達障害をもった受験者にとっての困難度は増大する。
5. 個別事情への配慮・対応を構想する場合は、入試の公平性・公正性とのバランスを確保しなければならない。
6. 入試の局面に限定されるのではなく、入学後の修学適応や卒後の就業可能性までも含めた総合的な観点からの判断が必要である。

5 まとめ

調査の結果、大学・短大の入学者選抜においては、発達障害を持つ受験者のための定着

した枠組みや方法論が存在しない現状が明らかとなった。すなわち、ほとんどの大学・短大の入学者選抜においては、発達障害特有の行動特性についての理解・認知はそれほど進んでおらず、仮に受験者から受験上の特別措置の要請を受けた場合には、従来の身体障害を持つ受験者向けの対応策を準用するという態勢で臨むというのが大半であることが明らかとなった。

さて、文部科学省が平成 14 年に児童生徒を対象に実施した全国実態調査⁷⁾の結果によると、知的障害ではなく発達障害が原因で特別な教育的支援を必要としていると担当教員により判断された者は、全体の約 6.3%であった。

現時点では、発達障害についての社会的認知が十分には進んでおらず、当該障害を持つ人自身の支援要請に向けた意識も明確化していないのが実情であるが、将来的にはそうした認知も意識も、ノーマライゼーションの流れの中で、他の障害カテゴリーと同様に社会的に確立していくものと思われる。

そして、それにつれて、様々な場面で現在は潜在化している多くのケースが表面化してくることが予想される。大学・短大の入学者選抜の場で考えるならば、現状ではさまざまな理由で抑制されている発達障害のケースが、その特性に配慮した対応措置の要請という形で表面化してくることが考えられる。そして、その生起確率は、先に言及した文部科学省の実態調査—ただし厳密な専門的鑑別診断によるものではない—の結果を踏まえるならば、5~6%程度という決して少なくはない値が見込まれる。

そうなった場合、発達障害の態様は様々であるので、現状のように別室試験の適用だけといったような限定的な対応では、大学・短大として社会的説明責任を十分に果たせない恐れがある。すなわち、入学者選抜に当たっては、発達障害として包括される個々の障害

ごとの適切な選抜方法の設計、試験実施方法の調整、入学後の学修適応性の評価といった事項を含む総合的な対応が求められることになる。

注

- 1) 本稿では、発達障害について、発達障害者支援法(平成 16 年法律 167 号)、発達障害者支援法施行令及び発達障害者支援法施行規則に準拠し、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害」という定義に基づいて論じている。
- 2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、『発達障害のある学生支援ケースブック—支援の実際とポイント』、ジアース教育新社、2007。
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構・障害学生支援についての教職員研修プログラム開発事業検討委員会、『障害学生修学支援事例集』、2009。
- 4) 文部科学省高等教育局長通知(20 文科高第 140 号)、『平成 21 年度大学入学者選抜実施要項』、2008。
- 5) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・発達障害教育情報センターの「支援・指導」に関する HP では、発達障害者の学校場面における行動特徴が、「学習面」、「行動面」、「社会性」に整理・紹介されている。
- 6) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、『発達障害のある学生支援ガイドブック—確かな学びと充実した生活をめざして—』、ジアース教育新社、2005。
- 7) 文部科学省、『通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査』、2002。